

# 笠置町監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年4月28日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

## 1. 監査を実施した日時等

日 時 令和7年1月27日（月）

午前9時30分から午前11時23分まで

場 所 笠置町役場2階 議員控室

監査対象 1 いこいの館の状況について

2 事業執行状況について

## 2. 監査内容

定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和6年度の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

## 3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

### ① いこいの館の状況について

笠置いこいの館再建については、周辺のにぎわいづくりが必要不可欠で、それに向けて現在取組を進めており、具体的には「この指止まれプロジェクト」で、繋がりを意識した活動が重要となると説明を受ける。今後については、企業版ふるさと納税を活用し、新会社の設立という方向で動いているということを伺った。いこいの館については、状況を住民に広く発信していく必要があると考える。その辺りの説明をしっかりと行い、また、町の財政状況の現状も示した上で、住民にも今後いこいの館をどうするべきかを考えてもらう必要があるのではないか。いこいの館再建にあたっては、今まで何度か失敗もしており、今回はよりしっかりとシビアにどうしていくかについて判断する必要がある。

## ② 事業執行状況について

令和6年度も既に1月末となっており、事業の進捗状況等を含めた予算の執行状況について説明を受ける。執行状況は7割から8割くらいという現状。年度末に一括して支払う分については未執行となっているところが多いが、例年通りとのこと。職員の研修事業で予算を確保しているため、是非とも執行して職員力向上に役立てほしい。財政が厳しくなってきており、一部事務組合等への負担金や協議会等への支出等についても再度見直すことが必要となってくる。新しい財源の確保や事業の見直し等を含め、今後の笠置町行政に頑張ってもらいたい。

以上